

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

香川県病院局管理規程第2号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(精神病治療業務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 看護師（前号に規定する看護師を除く。）<u>、准看護師又は歯科衛生士</u> 1月につき当該職員の給料月額の100分の6<u>の6</u>に相当する額（その額が22,000円を超えるときは、22,000円）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(夜間看護等手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 勤務1回につき<u>1,620円</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(精神病治療業務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 精神病治療業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 看護師（前号に規定する看護師を除く。）<u>又は准看護師</u> 1月につき当該職員の給料月額の100分の6<u>の6</u>に相当する額（その額が22,000円を超えるときは、22,000円）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(夜間看護等手当)</p> <p>第14条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県立病院に勤務する管理者が定める職員が正規の勤務時間以外の時間において、管理者が定めるところにより、救急医療等に関する業務に従事した場合</p> <p>2 夜間看護等手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 管理職手当を受ける職員 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 勤務1回につき<u>1,240円</u></p> <p>3・4 略</p>

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。） 看護部長（中央病院看護部長を除く。） 中央病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 丸亀病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。）	7種

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
丸亀病院薬剤部長 看護部長（中央病院看護部長を除く。） 中央病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 丸亀病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。）	7種

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。